

第7章 学 寮

○弓削商船高等専門学校学寮管理運営規則

制 定 昭和63年3月28日

最終改正 令和4年4月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、弓削商船高等専門学校学則（以下「学則」という。）第52条第2項の規定に基づき、学寮の管理運営について、その円滑かつ適正な運用を図るために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学寮は、本校の教育施設であって、入寮する学生（以下「寮生」という。）は、団体生活を通して、友愛、協調及び自主の精神を培い、責任と規律ある習慣を体得させ、将来にわたる人間形成に資することを目的とする。

(名称)

第3条 本校の学寮は、白砂寮と称する。

(管理運営等)

第4条 学寮の管理運営は校長が行う。

2 寮務主事は、校長の命を受けて、学寮の管理運営及び寮生の厚生補導に関する事項を掌理する。

3 寮務主事補は、寮務主事の業務を補佐する。

(寮監及び寮生指導教員)

第5条 学寮に、寮監及び寮生指導教員を置く。

2 寮監は、寮務主事をもって充てる。

3 寮生指導教員は、全教員をもって充てる。

4 寮生指導教員は、寮生の生活指導に当たる。

(寮務委員会)

第6条 学寮の管理運営及び寮生の厚生補導に関する事項を審議するため、寮務委員会を置く。

2 寮務委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(寮生指導教員会議)

第7条 寮務主事は、寮生の生活指導について、特に重要と思われる事項を審議するため、必要に応じ、寮生指導教員による会議を開催することができる。

(入寮)

第8条 学寮は、本校学生に限り入寮することができる。

2 入寮を希望する者は入寮願（様式1）を提出し、引き続き在寮を希望する者は入寮延長願（様式2）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 前項の願い出による許可期間は、許可を受けた入寮開始日の属する年度の末日までとする。

4 次の期間は在寮させないものとする。

- (1) 休学及び停学の期間
- (2) 学則第5条第1項第4号から第7号までに規定する休業期間
- (3) その他校長が特に必要と認めた期間

5 入寮選考に関する事項は、別に定める。

(退寮)

第9条 寮生で、退寮を希望する者は、退寮願(様式3)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(離寮)

第10条 寮生が、離寮に相当する行為があるときは、校長が離寮を命じることがある。

2 寮生の離寮に関する事項は、別に定める。

(指導寮生)

第11条 学寮に指導寮生を置くことができる。

2 指導寮生は、第1学年から第3学年の寮生に生活上の助言を与え、相談に当たる。

3 指導寮生は、第4学年及び第5学年の寮生の中から校長が任命する。

(寮生会)

第12条 学寮に、寮生会を置く。

2 寮生会は、学校の指導のもとに、寮生の自立・自治の気風を養うことを目的とする。

3 寮生会は、寮生全員をもって構成する。

4 寮生会に関する必要な事項は、別に定める。

(居室等)

第13条 寮生の居室等の決定は、寮務主事が行う。

(寄宿料)

第14条 寄宿料の納付は、前期分を5月に、後期分を10月に納付するものとする。

(諸経費)

第15条 食費その他学寮での生活に伴う必要な経費は、寮生の負担とし、所定の期日までに納付しなければならない。

(施設及び設備の保全)

第16条 寮生は、学寮の施設及び設備を常に正常な状態に保全することに留意し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。
- (2) 居室には、寮生以外の者を宿泊させないこと。
- (3) 寮生は、所定の居室に居住すること。
- (4) 施設及び設備等には、寮務主事の許可なく工作、掲示又は貼紙をしないこと。
- (5) 共同施設は、常に良好な状態を保つよう連帯して保全すること。
- (6) 施設及び設備を故意又は重大な過失により、滅失、き損又は汚染したときは、その現状回復に必要な経費を弁償すること。

(7) 防火管理，保健衛生管理，災害防止その他施設の管理運営上必要とする事項について，学校の指示に従い，積極的に協力すること。

(日課等)

第17条 学寮における日課は，寮務主事が定める。

2 寮生は外泊する場合は外泊願（様式4）を，門限時間後に外出する場合は外出許可願（様式5）を提出し，寮務主事の許可を受けなければならない。

(宿日直勤務)

第18条 寮生指導教員は，勤務時間外において，寮生の生活指導に当たるため，別に定めるところにより宿日直勤務に服するものとする。

(寮生以外の立入り)

第19条 寮生以外の者の学寮への立入りは，原則として認めない。ただし，やむを得ない理由により立入る必要がある場合は，寮務主事，寮生指導教員又は寮務係の許可を受け立入ることができるものとする。

附 則

1 この規則は，昭和63年4月1日から施行する。

2 昭和62年度以前に入学した学生に係る入寮及び退寮の取扱いは，なお従前の例による。

附 則

この規則は，平成元年6月29日から施行し，平成元年1月8日から適用する。

附 則

この規則は，平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成18年3月22日から施行する。

附 則

この規則は，平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，令和3年2月18日から施行し，令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は，令和3年3月4日から施行する。

附 則

この規則は，令和4年4月13日から施行し，令和4年4月1日から適用する。

様式1

入 寮 願

(元号) 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学科 学年

本人氏名

保護者等

住 所

氏 名 (記名押印又は署名)

下記により入寮を希望しますので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

- | | | | | | |
|----------|---|------|---|---|---|
| 1 入寮希望期間 | 自 | (元号) | 年 | 月 | 日 |
| | 至 | (元号) | 年 | 月 | 日 |
| 2 理 由 | | | | | |

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

個人情報の適切な保護について

弓削商船高等専門学校では、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき入寮願を通して取得した個人情報は、入寮願以外の目的には使用いたしません。

様式2

入 寮 延 長 願

(元号) 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学科 学年

本人氏名

保護者等

住 所

氏 名 (記名押印又は署名)

下記のとおり、入寮の延長をしたいので、ご許可くださるようお願いします。

記

1 入寮延長希望期間 (元号) 年 月 日 ~ (元号) 年 月 日

2 理 由

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

個人情報の適切な保護について

弓削商船高等専門学校では、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき入寮延長願を通して取得した個人情報は、他の目的には使用いたしません。

様式3

退 寮 願

(元号) 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学科 学年

本人氏名

保護者等
住 所

氏 名 (記名押印又は署名)

下記により、退寮したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1 退寮希望日 (元号) 年 月 日

2 理 由

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

個人情報の適切な保護について

弓削商船高等専門学校では、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき退寮願を通して取得した個人情報は、退寮願以外の目的には使用いたしません。

様式 4

外 泊 許 可 願

寮務主事 殿

下記のとおり外泊したいので、ご許可くださいますようお願いいたします。

記

提出日	(元号) 年 月 日 ()	【提出における注意事項】 平日で外泊日前日の 14 時までに提出すること 例 1：金曜日から外泊の場合は、木曜日 14 時までに提出 例 2：土曜日から外泊の場合は、金曜日 14 時までに提出	
クラス (S1, M1, I1, ...)		棟・居室番号 (A1001, B2012, ...)	
氏名			
外泊期間・泊数 (巡検に出ない期間)	自(開始) (元号) 年 月 日 ()		泊
	至(終了) (元号) 年 月 日 ()		
帰寮予定日時	(元号) 年 月 日	※24 時間表記 () 時 頃	
外泊理由			
緊急連絡先 (TEL)			

当直・掃除当番の交代

当直	棟		掃除	棟・場所	
	交代学生			交代学生	

上記、願い出のとおり許可します。

寮務主事

【注意事項】

1. 外泊許可願は平日で外泊日前日 14 時までに提出すること。
2. 本人が直接学級担任の確認をもらい、寮務係または当日の宿日直の寮生指導教員に提出すること。
3. 学級担任が不在でやむを得ない場合は、寮務主事補または当日の宿日直の寮生指導教員の確認をもらうこと。
4. その他緊急に外泊または帰省を必要とする場合は、当日の宿日直の寮生指導教員の確認をもらうこと。

【個人情報の適切な保護について】

弓削商船高等専門学校では、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき、外泊許可願を通して取得した個人情報は、外泊許可願以外の目的には使用いたしません。

外 出 許 可 願

(元号) 年 月 日

寮 務 主 事 殿

所 属

教員又は学生氏名

下記のとおり、外出したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

開門時間前外出※¹

外出時刻 (元号) 年 月 日 時 分

自習時間中外出※²

外出時間 (元号) 年 月 日 時 分 ~ 時 分

外出目的

対象学生

学科・学年	氏 名	学科・学年	氏 名

※1 対象時間は、午前7時10分以前です。

※2 対象時間は、男子1, 2年生の自習時間(午後8時30分~午後10時00分)中です。

個人情報の適切な保護について

弓削商船高等専門学校では、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき外出許可願を通して取得した個人情報は、他の目的には使用いたしません。